

## 様式第28号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

## 医療法人事業報告書等届

令和6年10月30日

静岡県知事 鈴木 康友 様

医療法人の名称 医療法人社団望洋会  
 主たる事務所の所在地 静岡県伊東市和田1丁目4番20号  
 代表者の氏名 理事長 横山 健

令和5年度  
第33期

の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

## 提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

## (注)

- 1 医療法施行規則第32条の6第1号に掲げる者と同条第2号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第33条の2第1号及び第2号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (1) 純資産変動計算書
  - (2) 附属明細表
  - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第33条の2第3号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (1) 純資産変動計算書
  - (2) キヤッショ・フロー計算書
  - (3) 附属明細表
  - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



## 様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 望洋会
- ①  財團  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県伊東市和田1丁目4番20号
- (3) 設立認可年月日 平成3年7月11日
- (4) 設立登記年月日 平成3年8月1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	横山 健	伊豆のさと診療所 院長着任 令和6年3月1日付
理 事	伊藤 文子	横山医院 院長着任 令和6年3月1日付
同	渡邊 秀幸	
同	鈴木 秀明	
同	斎藤 利江	
監 事	木元 俊秀	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	横山医院	2210410102	静岡県伊東市和田1丁目4番20号	一般病床 19床
診療所	伊豆のさと 診療所	2210410375	静岡県伊東市宇佐美 2414番地	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

特になし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

特になし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 9 月 28 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 6 月 28 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 6 年度の借入限度額の承認

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特になし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

【法人全体】

○職員全体が働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を発揮できるよう  
にするため、次のような行動計画を策定する。

計画期間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

① 産前産後休暇や育児休暇の利用率 100%を目指す

② 小学校入学までの子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入  
※法人のホームページにて掲載

○有給休暇が 10 日以上付与されている職員に対して、その内 5 日については付与から  
1 年以内に時季を定めて取得することにする。

○パート勤務者の有休起算日を正社員同様、入社半年後に所定労働日数に応じて付与する。

○新型コロナウイルスワクチン接種後、高熱などを発症し勤務できない状態になった場合は  
必ず横山医院を受診のこと。

○診療報酬等に係る体制等

【横山医院】

- ・初診 機能強化加算
- ・再診 地域包括診療加算
- ・一般名処方加算 1
- ・一般処方加算 2
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・介護連携加算（入院） 1
- ・新型コロナウイルス関連検査
- 抗原検査 SARS-CoV-2 抗原検出
- PCR 検査 SARS-CoV-2 核酸検出
- ・新型コロナウイルスのワクチン接種実施

下記施設基準に関しては新規取得

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・短期滞在手術基本料 1
- ・腎代替療法指導管理料
- ・介護保険施設等連携往診加算
- ・在宅医療 DX 情報活用加算
- ・在宅医療情報連携加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料遠隔モニタリング加算
- ・導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
- ・透析液水質確保加算
- ・肢末梢動脈疾患指導管理加算

**【伊豆のさと診療所】**

- ・初診 機能強化加算
- ・再診 地域包括診療加算
- ・一般名処方加算 1
- ・一般名処方加算 2
- ・外来感染対策向上加算
- ・新型コロナウイルス関連検査
- ・抗原検査 SARS-CoV-2 抗原検出
- ・PCR 検査 SARS-CoV-2 核酸検出

下記施設基準に関しては新規取得

- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・在宅医療 DX 情報活用加算
- ・透析液水質確保加算

(7) その他

【横山医院】

- ・2023年12月1日付「日本透析学会教育関連施設」に認定。

下記資格を保有の医師は透析専門医取得が可能となった。

日本内科学会 認定医または専門医

日本外科学会 専門医

日本泌尿器科学会 専門医

日本小児科学会 専門医

日本救急医学会 専門医

日本麻酔科学会 指導医

【伊豆のさと診療所】

- ・特になし

## 様式 2

法人名 医療法人社団 望洋会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県伊東市和田1丁目4番20号

## 財産目録

(令和6年 7月31日現在)

1. 資産額	1,553,582 千円
2. 負債額	210,370 千円
3. 純資産額	1,343,212 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	754,612
B 固定資産	797,640
C 繰延資産	1,330
D 資産合計 (A+B+C)	1,553,582
E 負債合計	210,370
F 純資産 (D-E)	1,343,212

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-2

法人名 医療法人社団 望洋会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県伊東市和田1丁目4番20号

## 貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	754,612	I 流動負債	75,262
II 固定資産	797,640	II 固定負債	135,108
1 有形固定資産	782,623	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,159	負債合計	210,370
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	13,858 0	純資産の部	
III 繰延資産	1,330	I 基 金	
		II 利益剰余金 (うち代替基金)	1,343,212
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	1,343,212
資産合計	1,553,582	負債・純資産合計	1,553,582

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 望洋会  
 所在地 静岡県伊東市和田1丁目4番20号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	793,124
2 事業費用	642,249
本来業務事業利益	150,875
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	2,467
2 事業費用	1,974
附帯業務事業利益	493
II 事業外収益	151,368
III 事業外費用	10,965
IV 特別利益	1,496
V 特別損失	160,837
税引前当期純利益	1,249
法人税等	776
当期純利益	161,310
	141
	161,169

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監事監査報告書

医療法人社団 望洋会

理事長 横山 健 殿

私は、医療法人社団望洋会の令和5年会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 9月 24日

医療法人社団 望洋会

監事 木元俊彦